

令和4年12月27日

障害関係児者施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市保健所保健所長

新型コロナウイルス感染症陽性の障害者への配慮について（ご依頼）

令和4年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症陽性者に対する発生届の対象が65歳以上の方等重症化リスクの高い方に限定化されています。これに伴い、64歳以下の方や重症化リスクの低い方等については発生届が提出されず、患者自ら陽性者登録を行うようお願いしています。

つきましては、障害をお持ちの方がご自身で陽性者登録や療養についての相談が難しい場合は、日頃から当該障害者を支援している障害福祉サービス事業者等の皆様も必要なサポートなどのご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

添付文書

- (1) 令和4年9月12日付（令和4年12月16日最終改定）厚生労働省通知
「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」
- (2) 神戸市「フォローアップガイド」

神戸市保健所保健課 平山・小寺

TEL:078-322-6789

Emai: hokensyokansenshou@office.city.kobe.lg.jp

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 12 日
令和 4 年 12 月 16 日最終改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和 4 年 9 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など 4 類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくことといたしました。

今後の療養あり方については、

- ・症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェックし、陽性の場合、健康フォローアップセンター（名称については健康フォローアップセンター以外でも差し支えない。以下同じ。）に連絡して、自宅で療養いただき、体調変化時等に医療機関を紹介できるようにする
- ・高齢や基礎疾患、子ども、妊婦等により受診を希望する場合には、診療・検査医療機関を受診いただく

という考え方に転換を図っていきます。

「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（確認依頼）」（令和 4 年 9 月 6 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたとおり、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、抗原定性検査キットの OTC 化や健康フォローアップセンターの全都道府県での整備状況を確認した上で、令和 4 年 9 月 26 日より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直し（以下「見直し」という。）を行うこととしています。この見直し後の運用等の詳細について以下のとおりお示しい

たしますので、御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、運用等の詳細については、自治体からの御意見等も踏まえ、追加等を行う場合があり得る旨、あらかじめご了知願います。

(下線は改正箇所)

記

1. 見直しの趣旨・概要（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定「With コロナに向けた政策の考え方」より抜粋）

- ① 患者の発生届出の対象を、(a) 65歳以上の者、(b)入院を要する者、(c)重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d)妊婦、の4類型に限定して、発生届の提出を求めることとする。
- ② 療養の考え方の転換及び全数届出の見直しに当たっては、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、
 - (a) 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）
 - (b) 発生届の対象とならない方が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
 - (c) 発生届の対象外の方々にも、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること等、必要な環境整備を整える。
- ③ ①により、若い軽症者等の詳細な患者データはとれなくなるが、感染者数はHER-SYSの追加機能による医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターからの登録者数により全数把握^{*1}を継続する。
- ④ 全数届出の見直しは、全国一律での移行が基本となるが、移行のための環境整備が必要となるため、全国知事会や医療関係者の強い要望を受けて、発熱外来や保健所業務が相当にひっ迫する地域については、緊急避難措置として、自治体の判断で前倒しを可能とした。^{*2}
並行して、健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化を進めるとともに、全国で簡易に感染者の総数を把握するためのシステム改修等、②③の環境整備を進めてきたが、準備の目途がたったことから、9月26日から、全数届出の見直しを全国一律で適用^{*3}する。
- ⑤ 全国一律での適用に当たっては、
 - ・発生届の有無に関わらず、引き続き、患者には外出自粛要請を行うこと
 - ・宿泊療養や配食等は、引き続き、届出の有無に関わらず、希望する患者に対して実施可能であり、緊急包括支援交付金の対象であること
 - ・宿泊療養や配食等の支援の対象者の管理等についてHER-SYSの既存の機能の活用が可能であること

とし、各都道府県の実情を踏まえた円滑な移行を図る※4。(移行に当たっては、先行して届出を限定している都道府県の事例なども踏まえ、これらに関する運用について速やかに厚生労働省から自治体にお示ししていく。)

⑥ 医療費等への公費支援のあり方については、

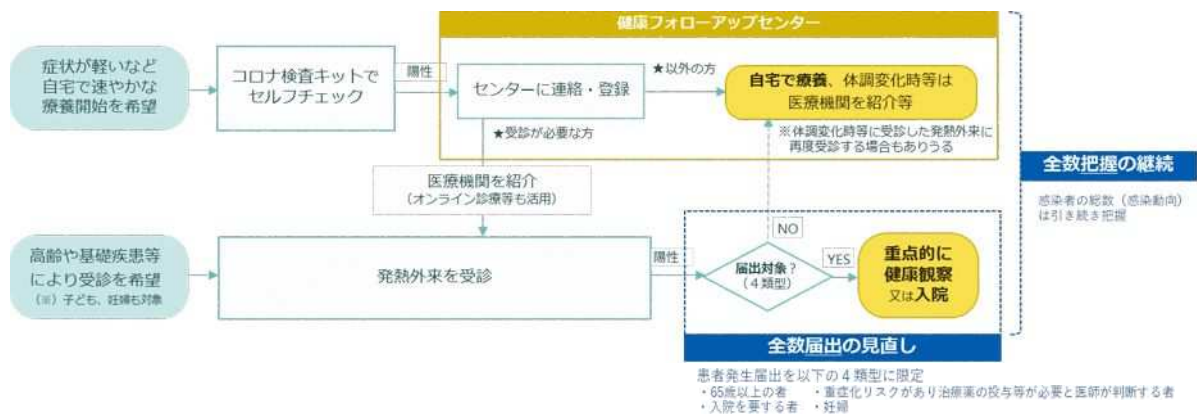
- ・今回の見直し時においては変更しない。
- ・自宅療養者の外出自粛の在り方、治療薬の普及などの状況を踏まえつつ、他の疾病との公平を確保する観点から、重症化リスクの低い患者をはじめとする外来医療費や宿泊療養・配食等の公費支援(予算補助)の在り方について、引き続き検討する。

※1 新型コロナウイルスの感染動向については、当面、感染者数の総数により把握する全数把握を継続するとともに、定点観測方式の手法の研究を進める。

※2 この措置については、8月24日の全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新たな新型コロナ対策公表について」において「全国知事会からの累次の要請に応え、医療・保健の現場が命や健康、生活・社会を守る本来機能を発揮するための画期的方針であり、総理の英断を高く評価し、深く感謝申し上げます。」とされている。

※3 重症化のおそれが高いなど、懸念すべき変異株が生じた場合には、対応を見直すことがあり得る。

※4 発生届の対象外の者に係る療養証明書は発行しない。届出対象者については、証明が必要な場合には、My HER-SYS の証明、医療機関で実施されたPCR検査等の結果がわかる書類、診療明細書等で対応する。



2. 見直し後の発生届の対象

(1) 管内医療機関等への周知

発生届の対象の限定は、令和4年9月26日から、全国で開始することになる(省令改正を予定)。発生届は医師の義務であり、罰則の対象にもなりうること

から、管内医療機関など関係者に対して、あらかじめ、よく周知していただくようお願いする。

(2) 発生届の対象

見直し後の都道府県における患者の発生届の対象範囲は以下のとおりである(省令改正を予定)。

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦

また、③の新型コロナ治療薬の範囲は、以下のとおりである(厚生労働省告示により対応予定)。

一 ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ)

二 ステロイド薬

三 ゼビュディ(ソトロビマブ)

四 トシリズマブ

五 パキロビッド(ニルマトレルビル・リトナビル)

六 バリシチニブ

七 ラゲブリオ(モルヌピラビル)

八 ベクルリー(レムデシビル)

上記①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出を行うことをお願いする。

なお、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者(当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。)の死体を検案した場合は、上記①～④の対象の限定は行わず、引き続き全数が発生届の対象となる。

(3) 全数の死亡者数についての自治体からの報告

見直し後も、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和2年6月18日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく厚生労働省への全数の死亡者数の報告についても変更はない。従来通り、自治体で把握した全数の死亡者数の報告をお願いする。

(4) 発生届の簡略化

見直し後は、発生届の対象が重症化リスクの高い者に限定されることに伴い、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の1でお示ししている発生届の簡略化を行うことは想定されない。

(5) 感染症法第15条に基づく調査

見直し後は感染症法上の医師の義務である発生届の対象は、(2)の対象者に限られる。仮に都道府県において発生届の対象とならない患者についても発生届に相当する情報を得るために医療機関に対し調査を行う場合には、感染症法第15条第1項に基づき都道府県知事が調査として実施することが考えられるが、今般の見直しの趣旨に鑑み、感染拡大時に当該調査が過度に医療機関の負担となり、医療提供の妨げとなるおそれがないか、あらかじめ、地域の関係者の間で合意しておくことが必要である。

見直し後に医師が提出する発生届は上記(2)の対象者のみであるため、これに該当しない場合や感染症法第15条第1項に基づく調査対象者については、HER-SYSの入力（発生届の提出）はできない。その上で、届出の対象とならない者の発生届が出された場合には、診断した医師に取り下げを求めている。ただし、医師の判断で入院や治療薬等の必要性を認めている場合は、医師の診断をよく確認の上で対応していただくようお願いする。

発生届対象外の方を、HER-SYSを使って管理する方法としては、ID管理情報の保健所独自IDを活用し、感染区分を「濃厚接触者」として用いることは可能である旨お示ししている（以下「濃厚接触者向けの管理機能」という。）。

加えて、この点に関し、現在、HER-SYSを改修し、発生届対象外の方のID登録（エクセルインポートでの一括登録も可）、HER-SYS ID等のSMS送付とMy HER-SYSを用いた健康観察（感染者と同等）、登録年月日で絞り込んだダウンロード機能等を実装し、9月30日からの使用開始に向けて準備を進めている（本追加機能の使用は任意。なお、療養証明書の発行は行えない仕様である。以下「発生届対象外の者向けの追加機能」という。）。

これに伴い、一部自治体からの要望も踏まえ、上記追加機能が利用できるようになるまでの間である9月26日から29日までの期間に限り、暫定的な運用として、発生届対象外の方の管理を行う場合について、従来通りHER-SYS上の発生届の提出画面を用いることとしても差し支えないこととするが、当該期間に当該暫定的な運用を行う場合、以下の点に留意の上で判断いただきたい。

- ・発生届対象外の方については、発生届提出画面の重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「その他」の欄に「99」を入れていただくようお願いする（HER-SYS上、発生届の対象の方か否かを判別することができるようにする趣旨）。
- ・発生届対象外の方もMy HER-SYS上で療養証明書の発行が可能となることから、当該療養証明書を確認しただけでは発生届の提出の有無を確認することができない点に関係者にあらかじめ周知しておくこと（当該期間中は保健所等に対して発生届提出の有無について、保険会社等から確認のための照会が多く寄せられる可能性があることから、関係者等への周知について自治体において対応いただきたいこと）。
- ・発生届による患者数の把握は26日以降行わないため、医療機関等からの患者総数の報告は、HER-SYSにおいて、入力を行うこと。
- ・上記の観点から、厚生労働省においても当該暫定的な運用の実施状況を確認する必要があることから、当該暫定的な運用を実施する場合には、9月26日までに厚生労働省までご連絡いただきたい（一報は9月22日までにいただきたい）。

システム改修により、発生届対象外の方は、HER-SYSの発生届の入力はできないので、見直し後に発生届対象外の方について、自治体において管理する場合、自治体独自のシステムを用いることや、HER-SYSを使う際は濃厚接触者向けの管理機能又は発生届対象外の者向けの追加機能を用いることにより対応をいただく点、ご留意いただきたい。

3. 全数把握の継続及び集計・公表

(1) 届出様式及びシステム上の対応

発生届については、HER-SYSを用いた提出を引き続きお願いするが、発生届の対象範囲である、

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な

者
④妊婦

のうち、②については、従来、発生届の「入院の必要性」の欄に「有」と入力してきた者、④の妊婦については、重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「妊娠」の欄にチェックを入れてきた者が対象となる。③については、システム改修によりチェック欄を設けている。なお、複数該当する場合は、該当するものすべてにチェックを入れるようお願いする。

なお、診断時に②に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出することをお願いする。また、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はない。

なお、③については、紙の発生届により提出される場合には、「重症化のリスク因子となる疾病等の有無」の「13. その他」の欄にその旨を記載いただくことにより、確認を行われたい。

(2) 総数のみ報告の方法

見直し後は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表することとする。当該患者を診療しなかった日や休診日においては、医師（医療機関）は報告を行う必要はない。

これは、届出対象を限定することにより、これまで把握できていた感染動向について把握が困難になり、地域の感染症対策の連続性が絶たれることについての懸念の声があることを踏まえ、感染症法第12条の詳細な届出情報までは求めないが、感染症法第15条に基づき、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数は、引き続き報告（以下「総数のみの報告」という。）を受け、毎日公表する趣旨である。

なお、見直し後は、発生届により患者数の把握はできなくなるため、「患者の総数」とは、感染症法第12条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。また、「年代別の総数」とは、0歳、1～4歳、5～9歳、10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分（以下「年齢区分」という。）による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

医師（医療機関）からこうした総数のみの報告に当たっては、発生届が出された者の人数も含めて、HER-SYSの総数の入力画面により入力いただきたい（当

該入力、医師以外の者が行っても差し支えない。やむをえず HER-SYS により入力できない場合の様式は、別紙 1 を参照)。

なお、緊急避難措置として HER-SYS 以外の方法で報告を求めている場合は、令和 4 年 9 月 26 日以降は HER-SYS の総数の入力画面により入力いただきたい。総数のみの報告は 9 月 26 日から開始するものであるが、HER-SYS の総数の入力画面は、9 月 16 日から 25 日までの間は試行的に操作することができるので、管内医療機関に周知の上、事前に操作方法等を確認しておいていただきたい。なお、操作画面は試験的な環境ではなく、本番環境と同じになるので、試行的な操作の際、誤って総数の報告を行わないよう留意されたい。

届出対象外の者については、一度医療機関を受診した際に当該医療機関の総数のみ報告の対象となるが、その後の症状悪化により入院するなどした場合、再度、当該入院した医療機関から総数のみ報告がなされることとなる。現在、入院される方の大半は届出対象となっている 65 歳以上の方等と考えられるが、業務負担軽減の観点から、こうした個別の重複について確認・削除していただく必要はない。

また、届出対象外の者については、住所情報が得られないことから、当該情報を用いて市町村単位で感染者数の把握を行っていた場合、見直し後は正確な把握が難しくなるが、こうした場合であっても、医療機関単位での感染者の総数については確認が可能であることから、市町村管轄内の医療機関からの報告を合計することなどにより対応いただきたい。

(3) 公表の方法

これまで毎日の新規陽性者数等の発表は、発生届を集計したものであったが、見直し後は、当該集計では、届出対象外の者を把握することができないことから、見直し後に新規陽性者数等の発表を行うに当たっては、総数のみの報告の集計結果を用いて前日の入力分を公表していただくとともに、プレスリリース等に当該集計結果を用いていることを明示していただきたい。

なお、9 月 26 日から総数のみの集計の運用が始まることを受け、厚生労働省 HP における陽性者数等の公表について、9 月 27 日以降は以下のとおり変更していく。

- ・公表時間：16 時を目途（9 月 26 日までは 12 時頃公表）
- ・公表項目：別紙 2 参照
- ・集計方法：前日 24 時時点の陽性者数について HER-SYS 入力値を全国・都道府県ごとに集計

都道府県におかれては、管内医療機関等と連携し、HER-SYS による総数のみの報告が滞りなく行われるよう事務体制等の準備をお願いする。なお、国の公表時

間とは別に、各都道府県において発表時間を設定頂くことは差し支えないが、HER-SYS 集計時点は前日 24 時時点として頂くようお願いする。

10 月 6 日より、9 月 26 日以降の陽性者数について、HER-SYS 上で過去の数値を遡及して訂正することが可能となる。都道府県・保健所設置市及び医療機関の訂正可能な範囲は以下のとおり。

- ・都道府県・保健所設置市：9/26 報告分から訂正可能（訂正機能①）
- ・医療機関：報告当日分だけ訂正可能（訂正機能②）

運用開始後にみられた誤入力として、健康フォローアップセンターと医療機関等との間のダブルカウント、あるいは入力漏れ等のヒューマンエラーが挙げられるが、今後はこうした誤入力が生じないよう改めて入力手順の確認をお願いする。また、誤入力分を遡及して訂正する場合は、保健所設置市と連携のうえ、都道府県から厚生労働省に報告頂くようお願いする（報告にあたっては、以下の連絡先を活用のこと）。

また、誤入力ではないが、9 月 25 日以前の過去の発生届の積み残しについて、9 月 26 日以降に「外数」として発表した分については、感染動向のトレンド把握に支障をきたすことから、当該発表日の報告数として遡及して訂正しないよう留意願いたい。（ただし、当該積み残しについて、未入力の発生届がある場合は、HER-SYS 上で報告日別に届出を行って頂きたい。）

なお、過去の遡及訂正の機能（訂正機能①）については、システム負荷上、時間的な措置となることから（時期未定だが次の改修まで訂正可能）、すでに明らかとなっている誤入力等については、10 月 7 日までに訂正頂くようお願いする。（訂正機能②については次の改修以降も活用が可能である。）

また、厚生労働省「データからわかる-新型コロナウイルス感染症情報-」で公開しているデータアーカイブも順次修正対応を実施する予定であることを申し添える。

03-5253-1111（内線 8089） n-cov_survey@mhlw.go.jp

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 疫学データ班

4. 感染症法の適用

届出対象外の患者については、保健所等が個人の特定を行うことが困難であること等を踏まえ、感染症法に基づく各種措置について、以下のように適用する。

（1）入院措置・勧告及び移送（感染症法第 19 条及び第 20 条並びに第 21 条）

入院措置・勧告については、入院を要する者が届出対象となっていることから、これまでと同様に、適用が可能である。また、入院医療費の自己負担分については、引き続き、法に基づく負担金の対象となる。

また、移送についても、届出の有無に関わらず、適用が可能であり、患者が救急要請を行う場合も含め、従前どおり移送の対象となる。

(2) 患者の療養解除基準及び外出自粛（感染症法第44条の3）

患者の療養解除基準については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求める。届出対象外の患者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウェブサイト等で適切に周知を図りたい。

(3) 健康観察（感染症法第44条の3）

届出対象となる者に対する健康観察については、これまでの取扱いから変更はないため、これまでお示ししてきた事務連絡（令和4年7月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、対応すること。届出の対象外となる者については、保健所等が発生届により個人情報を把握することができなくなるため、プッシュ型の健康観察を行うことは求めない。届出対象外の患者については、患者の求めに応じ、当該患者の状況に応じて、必要時に適切な医療につなげる体制を構築するとともに、届出対象外の患者が体調急変時に確実に相談できる健康フォローアップセンター等の連絡先等の周知徹底を図りたい。

(4) 濃厚接触者の待機期間（法第44条の3）

濃厚接触者の待機期間については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき外出自粛を求める。届出対象外の患者の濃厚接触者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウェブサイト等で適切に周知を図りたい。

(5) 就業制限（法第18条）

就業制限については、届出がある場合のみに適用されるため、発生届が出ている者のみ適用される。なお、引き続き、協力が得られる場合には、就業制限を出さない取扱いとして差し支えない。なお、法に基づく就業制限は適用されないが、引き続き、法第44条の3第1項に基づき、外出自粛を求める対象であるため、療養期間中については、就業等を控えていただくものである。

5. 健康フォローアップセンターの整備

(1) 健康フォローアップセンターについて

症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望する方が、抗原定性検査キッ

トを用いてセルフチェックを行い陽性だった際には、健康フォローアップセンターに連絡し、速やかな療養に繋げることを想定している。

この健康フォローアップセンターについては、その名称を問わず、

- ・医療機関を受診していない陽性者
- ・届出対象外の患者（陽性者）

について、必要な相談・支援を提供する機能を有することが必要である。ただし、機能が複数の組織に分かれているものでも差し支えない。

（２）健康フォローアップセンターの機能について

健康フォローアップセンターについては、医療機関を受診しない陽性者や届出対象外の患者（陽性者）に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら、必要な者を適切に医療に繋ぐため、以下の機能を有することとする。

- ① 医師を配置していること（当該医師は②及び⑥の業務への従事を想定）
- ② 同センターに配置される医師の管理下で、医療機関を受診せず自己検査等（※）で陽性となった者（届出対象外の者を想定）からの相談等に伴う登録を受け付けること。自己検査等で患者になった者に対しては、登録を呼びかけること。

※無料検査事業により検査を行う場合を含む。

- ③ 登録を受け付けた者又は医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された者が申出た場合には、感染症法第 44 条の 3 に基づく宿泊療養の提供や配食等の支援を必要に応じて行うこと。ただし、自治体において当該支援を行わないこととしている場合は、この限りではない。
- ④ 医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者（医療機関を受診して発生届の対象とならない者から連絡があった場合は含まない。）の登録者数を毎日年代別に集計し、設置自治体に報告すること（当該報告のあった健康フォローアップセンターの集計結果は、3（2）及び（3）に記載する日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数の公表とは区分して公表すること）。なお、報告にあたっては HER-SYS の利用を想定しており、詳細については令和 4 年 9 月 15 日付け事務連絡（「全数届出の見直しに伴う HER-SYS 利用者認証実施者権限アカウントの付与について」）を参考にすること。
- ⑤ 重症化リスクが高い者からの相談等があり、発生届の対象となっている者であることが判明した場合には、診療・検査医療機関等に適切に案内すること（感染拡大期であって、診療・検査医療機関等のひっ迫が想定されるような事態においては、必要な体制が整っている場合には、可能な限り、医師を配置する健康フォローアップセンターにおいて発生届を提出することも考えられる）
- ⑥ 体調悪化時等に電話等が確実に繋がるよう必要な体制を整えること及び体調

悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関やオンライン診療等の連絡先等を案内すること

(3) 健康フォローアップセンターの整備にあたっての交付金の活用について

健康フォローアップセンターの整備にあたっては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）の活用が想定される。

ただし、健康フォローアップセンターは様々な形態が想定されることから、各種業務の内容を明確にした上で、対象となる経費については、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知の別紙）及び令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日医政発0401第33号、健発0401第3号、薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知の別紙）等に基づき算定すること。

以下に、交付金の活用にあたっての考え方を示すので、交付金を活用する場合には、都道府県等（保健所設置市・特別区を含む）において対象となる経費を適切に算定すること。また、経費の算定にあたっては、都道府県等において必要となる経費の額を適切に見積もった上で、真に必要な額を算定すること。なお、交付金は都道府県を交付対象としていることから、都道府県以外が交付金を活用する場合には、都道府県とよく相談していただきたい。

① 相談窓口設置事業の活用

自己検査結果等で陽性となった者に係る5（2）②に及び5（2）⑤（発生届の提出は除く）の業務については、相談窓口設置事業の活用が想定される。

② 新型コロナウイルス感染症対策事業の活用

新型コロナウイルス感染症の患者の宿泊療養及び自宅療養に係る5（2）③及び5（2）⑥の業務については、新型コロナウイルス感染症対策事業の活用が想定される。

(※) 算定にあたっては令和4年7月6日付け事務連絡（「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第3版）について」）を参考にすること。

(※) 感染症法上、都道府県が支弁する費用に対し国が負担する割合が法定されている事業については、感染症予防事業費等国庫負担金で申請すること。

(※) 相談窓口設置事業と新型コロナウイルス感染症対策事業にまたがる経費がある場合には適切に按分すること。なお、5（2）②及び5（2）⑥の業務に従事する5（2）①の医師を新たに配置するための費用についても上記①及び②の取扱に沿って適切に算定し、必要に応じて按分されたい。

(4) 障害者への配慮について

(2) で示す健康フォローアップセンターについては、障害のある方も安心して利用できるよう、必要な配慮を行うことが必要である。

症状が軽いなど、自宅で療養する障害者が健康フォローアップセンターを利用する場合、健康フォローアップセンターへの登録や体調悪化時等の連絡について、障害者本人が対応することが難しい場合には、日頃から当該障害者を支援している障害福祉サービス事業者等が、必要なサポートを行うことが考えられる。

都道府県及び市町村の衛生部局と障害保健福祉部局は連携を図り、障害福祉サービス事業所等に健康フォローアップセンターの役割等を周知するとともに、障害者本人へのサポートについて協力を求めるなど、障害者への配慮に努めること。

(5) 年末年始も見据えた体制確保について

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行にも対応できるよう、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け（令和4年11月4日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、健康フォローアップセンターの体制強化に取り組んでいただいたところであるが、年末年始においても、発生届の対象外となる方が安心して自宅療養をできるよう、地域の実情に応じて体制を確保し、万全を期していただきたい。

（参考）「年末年始も見据えた保健・医療提供体制の確保及び救急医療のひっ迫回避等のための取組について（依頼）」（令和4年12月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

6. 発生届の対象外となる方が安心して自宅療養をできるようにするための体制

(1) 抗原定性検査キットによるセルフチェック

自宅で速やかな療養開始を行うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた抗原定性検査キット

(※) を活用してセルフチェックを行える環境を整えることが重要である。抗原定性検査キットについてはインターネット等での販売が開始されていることから、こうした情報について適切に周知いただきたい。

(※) 「研究用」ではなく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた医療用又は一般用抗原定性検査キットでなければならないことに留意が必要。

(2) セルフチェック後の療養期間等の周知

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等については、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和4年9月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応いただきたいが、特に健康フォローアップセンター等において、セルフチェックにより陽性となった方に対して、療養期間等を適切に周知することが重要であり、適切に周知を図っていただきたい（参考様式を添付するので、自治体で適宜修正の上、活用いただきたい。なお、参考様式は今後修正がありうる点に留意いただきたい）。

(3) 発熱外来受診に当たっての確実な周知

発生届の対象の限定後も引き続き、基礎疾患を有する者や子どもについては、医師の判断で発生届の対象となることも考えられるため、発熱外来（診療・検査医療機関）を受診するよう周知をお願いする。

健康フォローアップセンターについては、都道府県等が、その名称、連絡先、ホームページのURL等を相談・支援の対象になる者に対して、ホームページで周知することはもとより、届出対象外の患者の受診時に、発生届の対象とならないこと及び健康フォローアップセンターについて医療機関において伝達するなどにより、確実に伝わるようにしていただきたい。

なお、届出対象外の患者が他の都道府県等で医療機関を受診した場合には、体調悪化時等の際には、居住地の都道府県等が設置する健康フォローアップセンターに連絡していただくことになる。厚生労働省ウェブサイトにおいて、令和4年9月26日に、全国の健康フォローアップセンターの一覧を掲載するので（下記URL）、こうした場合には当該医療機関が当該厚生労働省ウェブサイト案内すること等により、他の都道府県等が設置する健康フォローアップセンターを適切に案内できるよう、あらかじめ周知していただきたい。

（健康フォローアップセンターの一覧の掲載先）

※下記、厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症について」に9月26日から掲載する（一覧は、厚生労働省にて把握できた健康フォローアップセンターを掲載することとしており、新たに把握できた場合には、順次更新する予定）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(4) 療養開始後のフォローアップ

健康フォローアップセンターが、初回のセンターへの連絡・登録時に、医療機関の受診が必要な方を把握した場合には、オンライン診療等の活用も含めて、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。

また、療養開始後に体調変化が生じた場合等に相談を受け付けた場合も、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。ただし、一度医療機関を受診した発生届対象外の方が、自宅で療養中に体調変化が生じた場合等においては、既に受診した医療機関を再度受診することも考えられるため、適切な案内が必要である。

(5) 宿泊療養施設及び配食（生活支援）サービスの活用

届出対象外の患者について、引き続き、必要に応じて宿泊療養施設や配食（生活支援）サービスを活用できるようにするためには、健康フォローアップセンターに登録等により得られた患者情報を活用することが考えられる。また、配食（生活支援）サービスについては、従来から当該サービス専用の申請受付の仕組みを有している場合、引き続き、こうした仕組みを活用することも考えられる。

いずれの場合においても、届出対象外の患者の陽性確認の方法が必要となるが、当該者が陽性者であることが確認できる書類等としては、例えば、以下が考えられる。ただし、書類によっては、当該書類のみでは陽性であることが確実に分らない場合があることから、こうした場合には本人からの申し出を基本として、その申し出を補強する書類として用いることが考えられる。

<書類のみから陽性であることが推定可能な書類>

- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・ PCR検査等を実施する検査センターの検査結果
- ・ 健康フォローアップセンターの受付結果（SMS等によるものを含む）
- ・ 医療機関が記載する簡易な診断様式（※）

<書類のみからでは陽性であることまでは推定できないため、本人からの申し出を補強する形で使用が想定される書類>

- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ 診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載が確認できるもの）

※ 緊急避難措置を先行して実施している都道府県の中には、医療機関が記載する簡易な診断様式を作成し、当該診断様式を用いて陽性確認を行っている場合があるため、こうした対応を参考にされたい（参考様式を添付するので、自治

体で適宜修正の上、活用いただきたい。なお、参考様式は今後修正がありうる点に留意いただきたい。ただし、診断様式を用いて陽性確認を行うかは自治体の判断で差し支えない。

なお、上記の方法は、届出対象外の患者が、陽性診断時とは別の医療機関に受診した場合においても、陽性確認の方法として使用することが考えられることから、管内の医療機関に対しても広く周知していただきたい。

(6) 新型コロナウイルス治療薬の適切な投与体制の確保

健康フォローアップセンターは、重症化リスクのない軽症者のフォローが主に想定されるところ、本人の希望によっては、重症化リスクを有する方が連絡・登録する場合も考えられる。こうした場合には、医師の診断により早期に新型コロナウイルス感染症治療薬を投与することも有効と考えられることから、当該治療薬を投与可能な医療機関を紹介する体制を確保することが重要である。

例えば、「ニルマトレルビル・リトナビル（販売名：パキロビッドパック）」については、登録済みの医療機関において処方可能であり、その医療機関の一覧については、患者に対し本剤を処方する登録済み医療機関を迅速に紹介できるよう、製造販売業者からメールで共有された登録済み医療機関のリストを、管内の診療・検査医療機関に共有していただくようお願いしてきた。また、診療・検査医療機関の公表項目について、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬の投与を行うことができる診療・検査医療機関（登録センターに登録した医療機関）である場合にそのことが分かる項目を加える等により、当該情報を併せて公表する仕組みを整えていただきたいことについてもお願いしている。こうしたリストや公表状況については、健康フォローアップセンターに対しても共有し、迅速な紹介に繋げられるように体制を整えていただきたい。

なお、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオカプセル）」については、昨年末の承認以降、これまで国が配分することにより約60万人に投与されてきたが、令和4年9月16日より、薬価収載品として一般流通が開始された。地域におけるコロナ治療薬の投与体制をさらに強化するため、管内医療機関等に対して積極的に周知いただきたい。

また、当該薬剤は、同日以後、登録済みの医療機関以外の医療機関においても幅広く処方が可能となっているが、上記のリストや公表状況については、当該薬剤の処方実績が期待される医療機関として、健康フォローアップセンター等が紹介する際の参考資料となると考えられるので、必要に応じて、一般流通開始後も活用されたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症における 経口抗ウイルス薬 (ラゲブリオ® カプセル) の医療機関及び薬局への配分について」(令和3年12月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

「直近の感染状況を踏まえた診療・検査医療機関における経口抗ウイルス薬に係る登録状況の点検・公表について」(令和4年8月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡)

(7) 患者の移送に係る対応

届出対象に該当しない場合でも、自己検査等で陽性であった場合は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の患者として感染症法を適用することとなる。この点、見直し前は全ての患者に発生届が提出されている前提で移送時の役割分担が決められている地域もあると考えられるが、見直し後は、発生届の対象とならない患者からの救急要請が一定数発生することが見込まれる。届出対象とならない患者が救急要請を行った場合に、役割分担をどのように行うか、あらかじめ、地域の関係者で調整の上、決めておくことが重要である。

このため、都道府県又は保健所等と患者から救急要請を受けた消防機関とが、当該患者の移送についての連絡調整を行うことが可能な体制の構築をお願いする。

※例えば、当該患者が救急要請時にコロナ陽性である旨を申し出た場合は、当該申出及び当該患者の居住地等の情報に基づき、都道府県又は保健所等が入院調整を担当するといったことが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて調整・決定いただきたい。

(8) クラスタ発生時の対応

見直し後は、クラスターが発生した際に発生届の対象とならない者が一定数発生することにより、従前よりもクラスターの発生の把握が困難となることが想定される。これまで、オミクロン株の特徴を踏まえた取扱いとして、ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染症法第15条に基づく当該ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する取扱いをお示ししており、見直し後も、発生届の有無によらず、こうした取扱いにより重点的に対応を行うことが可能であり、ハイリスク施設における感染拡大防止に役立てていただきたい。

(参考)「B.1.1.529 系統 (オミクロン株) が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定 及び 行動制限 並びに積極的疫

学調査の実施 について」(令和4年3月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

(9) 療養証明書の取扱

届出対象となる方については、HER-SYSの登録が行われ、My HER-SYSの療養証明書の活用が可能である。届出対象外の患者については、HER-SYSの発生届の登録が行われず、My HER-SYSや紙の療養証明書の発行は行わない。

令和4年9月1日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されている。また、企業や学校に対しても療養証明書を求めないことを政府として要請しているところである。

(10) 公費支援及び請求

医療機関を受診した患者及び医療機関を受診せず医師を配置した健康フォローアップセンターに登録した者については、4のとおり、感染症法上の措置の対象となることから、これまでと同様の支援を実施することとする。

また、セルフチェックのみで陽性となり、健康フォローアップセンターに登録していない届出対象外の患者であっても、従来通り、医療機関を受診した場合に新型コロナウイルス感染症患者と診断されれば(※)、公費(感染症法に基づく負担金、交付金)の請求の対象となる。

※必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。

公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、(5)の方法により実施されたい。また、請求手続き等については、引き続き、令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染課長通知、令和2年4月30日保医発0430第4号厚生労働省保険局医療課長通知を参照いただきたい。

なお、令和4年1月24日(令和4年2月24日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」)1.③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱いを示しているが、見直し後に、当該濃厚接触者が届出の対象者に該当する場合には、当該事務連絡においてお示ししている疑似症患者としてではなく、「患者(確定例)」として発生届を提出していただくようお願いする、また、HER-SYS上で届け出る場合には、従来通り、「診断方法」の箇所の自由記述欄に「臨床診断」と入力いただくようお願いする。なお、臨床症状をもって診断があった者については、届出の有無に関わらず、医療機関からの総数のみの報告に含めていただくようお願いする。

他方、これまでどおり、臨床症状をもって診断があった場合には、届出の対象となるかにかかわらず、公費支援の対象となる。

(11) 緊急避難措置について

全国一律での実施までの間、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、都道府県からの届出により適用していた届出対象の限定は令和4年9月25日までとしていた。

(参考)「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について」（令和4年8月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告

標記の調査については、「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和2年4月26日付け事務連絡）以後、累次の事務連絡により療養者数等のご報告をお願いしているところであるが、今般の全数届出の見直しを踏まえ、本調査においても調査項目の一部を以下のとおり見直すこととするので、管内の保健所設置市及び特別区並びに医療機関及び健康フォローアップセンター等と連携の上、適切にご対応いただくようお願いする。

① 自宅療養者等数

直近1週間（調査日を含む前1週間）の新規陽性者数の合計から、「入院者数、宿泊療養者数、療養先調整中の人数及びこれらのいずれにも含まれない臨時の医療施設・入院待機施設療養者数」を引いた数（自宅療養を行っている患者の数を把握可能な場合は当該患者数）を計上すること。

② 療養先調整中の人数

2（2）の発生届の対象となる者について、「療養場所の種別（入院、宿泊療養、自宅療養）」の決定がなされておらず調整中の者と、療養場所の種別は決定したが、「具体的な受入れ先医療機関や受入れ先宿泊療養施設等の療養先」の決定がなされておらず調整中の者の合計を計上すること。

(2) 接触確認アプリ（COCOA）について

接触確認アプリ（COCOA）は、発生届が出された方を対象に、陽性者に対して登録に必要な処理番号が発行される仕組みとなっている。

全数届出の見直しにより、発生届の届出対象となる方が限定されるため、見直し後は、発生届が出された者のみに対し、処理番号が発行され、陽性登録が可能となる。発生届を出さずに健康観察等を行う場合、処理番号は発行されない。

なお、COCOA は今後、年内を目処に機能を停止する改修を実施予定。ただし、厚生労働省の COCOA のホームページ等において、利用者に対し、COCOA は機能停止となるまで引き続き活用できることから、直ちにアプリを削除頂かないようお願いしているところ。停止時期等の詳細については追ってお示しする予定である。

(3) 感染経路が特定できない症例の発生状況の報告について

標記については、「各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について」（令和2年5月8日付け新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、ご報告をお願いしているところであるが、今般の全数届出の見直しに伴い、発生届の届出対象となる方が限定されること等を踏まえ、当該事務連絡は廃止する。

(4) HER-SYS での新型コロナウイルスワクチン接種歴の入力について

HER-SYS で発生届の提出を行う際、「新型コロナウイルスワクチン接種歴」は、現時点では4回目までしか入力できない仕様となっている。この点について、今後、5回目以降の入力を可能とする改修を行う予定であるが、それまでの間、5回目のワクチン接種歴の入力については、以下の対応とされたい。

① 「新型コロナウイルスワクチン接種歴」の箇所中

- ・「新型コロナワクチン接種回数」を「不明」とする。
- ・「直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日」に5回目の接種日を入力する。
- ・「直近の接種ワクチン」に、接種ワクチンの情報を入力する。

② 「感染経路分析」の箇所中「医師が必要と認める事項」に「ワクチン5回」と入力する。

日報

新型コロナウイルス感染症の緊急避難措置による総数のみの報告

調査日：令和 年 月 日 医療機関名：

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計

別紙 1

厚生労働省ホームページにおける公表項目

新型コロナウイルス感染症の発生状況							変更前
【国内事例】 括弧内は前日比							
	PCR検査等 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
			うち重症者				
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	71,474,467 (+110,177)	20,050,161 (+92,721)	1,032,967 (-50,940)	419 (-24)	18,879,978 (+126,890)	42,502 (+197)	113,658 (+16,738)
空港・海港検疫	2,349,638 (+370)	21,791 (+20)	206 (-18)	0	21,577 (+38)	8 (±0)	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	73,824,934 (+110,547)	20,071,967 (+92,741)	1,033,173 (-50,958)	419 (-24)	18,901,570 (+126,928)	42,510 (+197)	113,658 (+16,738)
【上陸前事例】 括弧内は前日比							
	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者			
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712 ※2 【331】	659 ※3	0 ※6	13 ※5			
変更後							
【国内事例】 重症者数と死亡者数の括弧内は前日比 (陽性者数はHER-SYS報告値、重症者数と死亡者数は自治体公表値)							
	累計陽性者数	新規陽性者数		重症者数 ※3	死亡者数		
			7日間移動平均 (今週先週比)				
国内事例(※1)	20,050,151	92,111	62,339 (0.70)	419 (-24)	42,502 (+197)		
空港・海港検疫 (※2)	21,791	30	—	0	8 (±0)		

なお、空港・海港検疫において陽性が確認された事例についても HER-SYS での総数のみの報告対象となることから、9月27日以降は国内事例の件数に含まれることとなる。

その他、下記の内容については、下記のURLにて従前どおり公表する。

- ・新規陽性者数の推移 (日別)

※都道府県別のデータについてはCSV形式で公表

- ・入院治療等を要する者等推移
- ・死亡者数の推移
- ・重症者数の推移 など

(国内の発生状況など)

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_1

(データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー)

<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>

Q1 令和4年11月22日に緊急承認された新型コロナ治療薬「ゾコーバ（エンシトレルビル）」は、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者が投与対象になるため、重症化リスクの高い者に投与は想定されないが、仮に重症化リスクの高い者に投与された場合の取扱如何。

令和4年11月22日に緊急承認された新型コロナ治療薬「ゾコーバ（エンシトレルビル）」は、感染症学会のガイドラインにおいて、臨床試験における成績等を踏まえ、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者のうち、高熱・強いせき症状・強い咽頭痛などの臨床症状がある者が投与対象とされているため、2（2）③の新型コロナ治療薬の範囲には含まれていない。このため、重症化リスク因子のない軽症から中等症の患者にゾコーバを投与した場合は、発生届の提出は不要である。

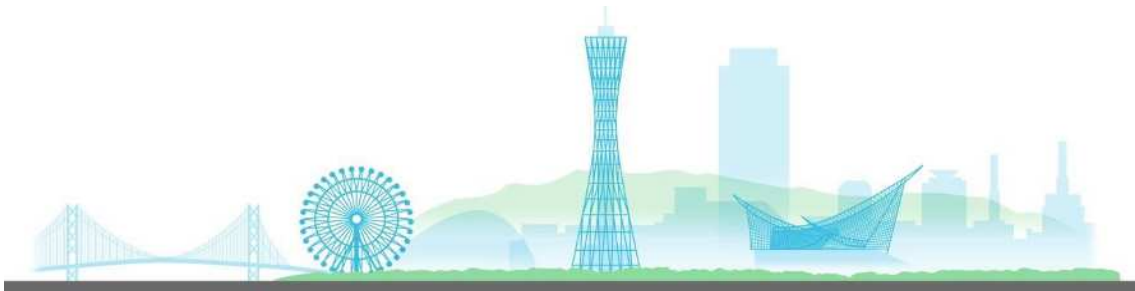
仮に、重症化リスクがある者に対して、2（2）一から八までの新型コロナ治療薬の投与が必要な者と医師が判断したものの、最終的にゾコーバが投与された場合には、発生届を提出していただくこととなる。

BE KOBE

新型コロナウイルス感染症

療養者
フォローアップガイド

[第13版]



神戸市

目次

1. 療養の準備	6
検査結果がわかるまで	
2. 検査結果が「陽性」の方へ	7
① 保健センターからのお願い ② 療養に備えて	
3. 入院・宿泊療養することになったら	9
① 入院・宿泊療養の流れ ② 準備しておくもの	
③ 入院・宿泊療養費用	
4. 自宅療養することになったら	11
① 自宅療養期間 ② 健康観察 ③ 就業制限について	
④ パルスオキシメーターの使い方	
⑤ 自宅療養中の過ごし方 ⑥ 災害時の対応	
5. 濃厚接触者	20
6. 療養を終了された方へ	21
7. よくある質問	22
経過観察票	28

現在、重症化リスクが高い方への対応に重点化するため、無症状・低リスクの方への保健所からの電話調査を行わないこととなりますが、体調悪化があれば自宅療養フォローアップセンターにご連絡ください。これまで通り安心して療養していただけるよう、重症化防止のための対応を行います。

右記のいずれにも
該当しない方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、
コロナ治療薬の投与又は酸素投与
が必要と医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

無症状者・低リスクの方の
療養に関する連絡先

24時間対応

自宅療養
フォローアップセンター

→ [4ページへ](#)

重症化リスクが高い方の
療養に関する連絡先

24時間対応

区保健センター

→ [5ページへ](#)

無症状者・低リスクの方の療養に関する連絡先

自宅療養フォローアップセンター

対象

無症状・低リスクの方
〔 右記のいずれにも
該当しない方 〕

- ① 65歳以上の方、②入院を要する方、
③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は
酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊婦の方

のいずれにも該当しない方

※上記のいずれか該当する方は、区保健センター
([5ページ](#))にご連絡ください。

連絡先：24時間

- ・食料支援、確認通知書、療養期間に関する相談は、8:45～21:00の時間にご連絡ください。
- ・医療機関で情報提供チラシを受け取られた方は、チラシ記載の「[陽性者登録フォーム](#)」に入力のうえ、ご連絡ください。(ただし、体調が悪化された場合は、登録前に連絡いただいても構いません。)
- ・相談時には以下の事項をお聞きします。
医療機関で情報提供チラシを受け取られた方は、チラシをご用意ください。
【確認事項】氏名、年齢、性別、居住区、電話番号、基礎疾患、症状等

居住区	電話番号	居住区	電話番号
東灘区	078-322-5516 078-322-5527	長田区	078-322-6572
灘区	078-322-5528	須磨区	078-322-6577
中央区	078-322-5565	北須磨	078-322-6628
兵庫区	078-322-6525	垂水区	078-322-6541 078-322-5494
北区	078-322-5465	西区	078-322-5498 078-322-5302
北神区	078-322-6568		

重症化リスクが高い方の療養に関する連絡先

区保健センター

対象

重症化リスクが高い方

- ① 65歳以上の方、②入院を要する方、
- ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方、④ 妊婦の方

※上記のいずれにも該当しない方と無症状の方は、自宅療養フォローアップセンター（[4ページ](#)）にご連絡ください。

連絡先：24時間

- ・休日・夜間（17:30～翌8:45）は留守番電話のあとに電話番号の案内がありますので最後までお聞きください。

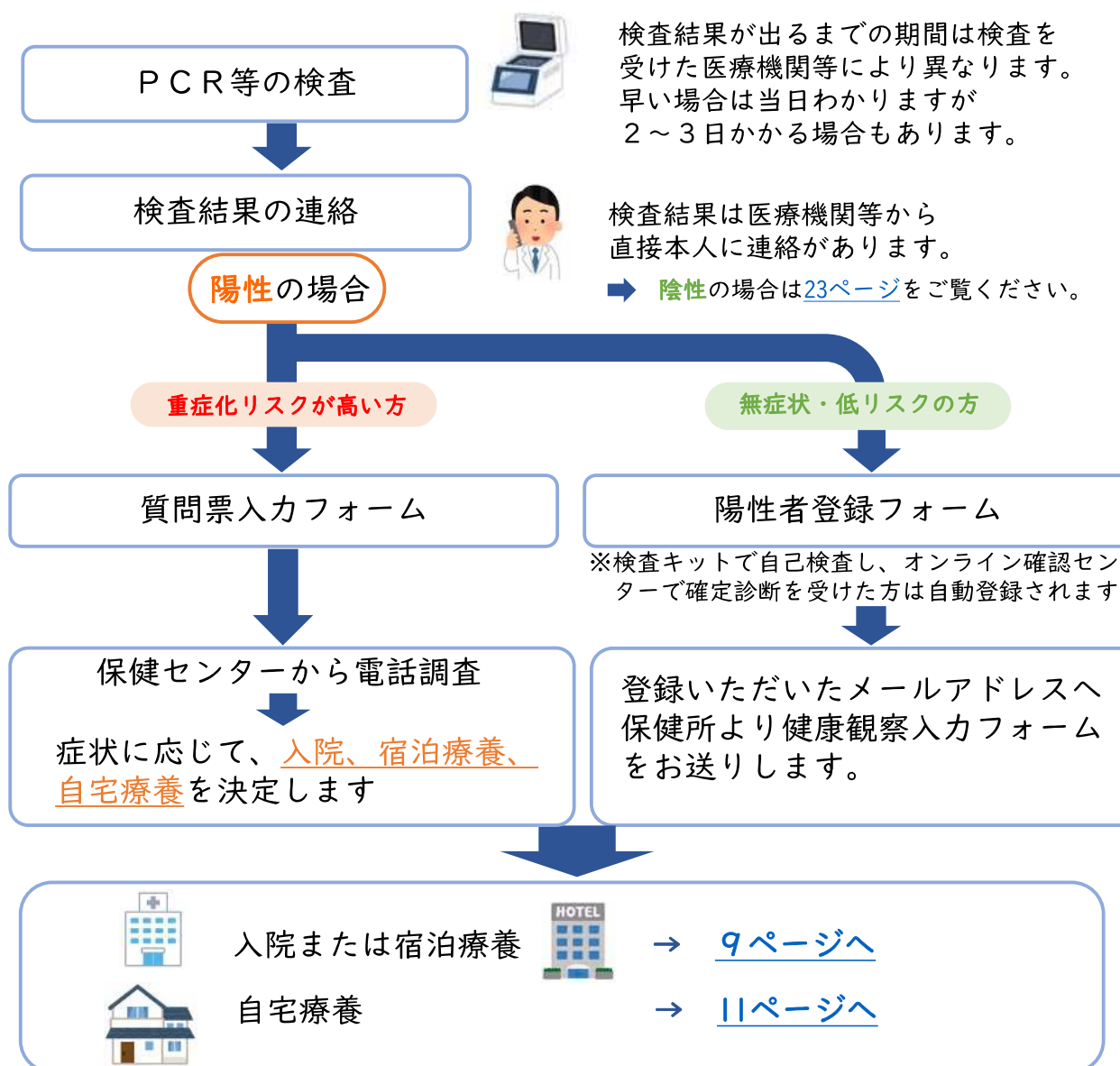
区役所	電話番号（代表）	区役所	電話番号（代表）
東灘区役所	078-841-4131	長田区役所	078-579-2311
灘区役所	078-843-7001	須磨区役所	078-731-4341
中央区役所	078-335-7511	北須磨支所	078-793-1313
兵庫区役所	078-511-2111	垂水区役所	078-708-5151
北区役所	078-593-1111	西区役所	078-940-9501
北神区役所	078-981-5377		

1. 療養の準備

PCR等の検査結果が出るまでの間、このフォローアップガイドを参考に療養の準備をお願いします。



検査結果がわかるまで



2. 検査結果が「陽性」の方へ

新型コロナウイルス感染症と診断された方は、法律に基づき、保健センターの指示に従っていただくことになります。症状や基礎疾患の状況により、療養方法を決定します。



I 保健センターからのお願い

現在流行している新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の主な症状

2～3日続く発熱、強い咽頭痛などです。多くの方は、数日間風邪症状が続きますが、その後症状は消失しています。

現在、重症化リスクが高い方のみ保健センターから連絡しています。それ以外の方で、2～3日続く発熱、強い咽頭痛症状が悪化して心配な場合は、重症化リスクに応じて下記のいずれかに連絡してください。

右記のいずれにも
該当しない方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、
コロナ治療薬の投与又は酸素投与
が必要と医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

自宅療養フォローアップセンター

→ [4ページへ](#)

区保健センター

→ [5ページへ](#)

特に次の場合には、時間外・夜間を問わず、すぐに保健センターに連絡してください。

- 緊急性の高い症状がみられたとき
- パルスオキシメーターで測定した血中酸素飽和度の数値が95%以下のとき

※ 救急車を呼ぶ場合



119番

救急車は緊急時の対応です。

まずは保健センターに連絡をして下さい。

急に症状が悪化するなど、緊急受診が必要なため、救急車を要請する場合、
「新型コロナウイルス感染症にかかっている」ことを必ず伝えてください。

2 療養に備えて

感染を広げないために

～9つのポイント～

- ① **部屋**を分けましょう
- ② 感染者の**お世話**をする人は、できるだけ限られた方にしましょう
- ③ お互いに**マスク**を付けましょう（不織布マスク推奨）
- ④ こまめに**手**を洗いましょう
- ⑤ できるだけ**換気**をしましょう
- ⑥ 取っ手、ドアノブなど手のよく触れる部分を**消毒**しましょう
- ⑦ タオル、寝具、食器は、同居の方と**分けましょう**
- ⑧ 汚れた衣服等は**洗濯**しましょう
- ⑨ ごみは**密閉**して捨てましょう

食料・日用品



- 食料や日用品は、ご自身で調達・確保をお願いします。※
- 配送サービスをご利用される場合は、配送業者と直接接触しないように荷物を玄関前に置いてもらう「置き配」を指定するなど、受け取り方法の工夫をお願いします。

※自宅療養期間中にご自身での食料調達が困難な方を対象に「自宅療養支援セット」を無償でお渡ししています。（詳しくは[23ページ](#)へ）

お薬



- 服用中のお薬がある場合は、余裕をもって3週間分程度をご用意ください。
- オンライン診療で処方される場合、土日・祝日は、薬局が営業時間外のため、処方できない場合があります。なお、お薬の送料は自己負担で、手元に届くまでに時間がかかります。

3. 入院・宿泊療養することになったら

療養方法は、保健センターが症状をお聞きした上で決定します。症状が軽い方で、入院の緊急性がないと医師が判断した場合、必要に応じて、宿泊施設での療養をご案内します。宿泊施設は、病院ではありませんが、看護師が常駐していますので、安心してお過ごしいただけます。



1 入院・宿泊療養の流れ

療養方法の決定



療養方法が決定したら、入院または宿泊療養に向けてご準備をお願いします。必要な持ち物は次のページをご覧ください。

入院・入所日時の調整

入院・入所日時について、保健センターからご連絡します。

搬送車または救急車が
ご自宅にお迎え



感染防止のため、医療機関、宿泊療養施設への移動は、神戸市が手配する搬送車または救急車で移動となります。

入院または宿泊療養



2 準備しておくもの

入院や宿泊療養になった場合、以下のものをご準備ください。宿泊療養者には「宿泊療養のしおり」をお渡ししますので、あわせてご確認ください。



- 現在服用中のお薬、お薬手帳
- 解熱鎮痛剤（宿泊療養の場合） ※入所中の発熱に対応するため
- 健康保険証、印鑑、現金 ※必要に応じて医師の診察をすることがあります。
- 洗面用具（洗面器、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ドライヤー等）
- 箸、スプーン、コップ
- タオル、バスタオル、ティッシュペーパー
- 室内着、夜着（パジャマ）、下着（多めに）
- 履き物（スリッパは医療機関により使用できない場合があります）
- 携帯電話と充電器、タブレット、本、ゲーム、イヤホン（必要な方）
- 生理用品・髭剃り（必要な方）

※ カミソリ、T字カミソリは、原則持ち込みはできません。

※ 医療機関・宿泊療養施設によって持ち物やシャワーの使用方法などが異なります。

宿泊療養施設については[25ページ](#)もご覧ください

3 入院・宿泊療養費用

公費負担となるものは次のとおりです。

日用品などをご自身でご準備をお願いします。

	宿泊療養	入院
公費負担となるもの	・ 宿泊費用 ・ 食事（お弁当、お茶・お水）	・ 入院に伴う治療費、食事代

（※）入院の場合の注意事項

- ・ 公費負担の申請手続きが必要です。手続きは、保健所・保健センターからご案内します。
- ・ 患者及び生計を同一にする世帯員全ての市民税の所得割額を合算した額が564,000円を超える方は月額2万円を上限に自己負担となります。
- ・ 感染の可能性がなくなった日以降の入院費用や通院等の費用は公費負担の対象外となります。

4. 自宅療養することになったら

自宅で療養するにあたり、ご不安なことがあると思いますが、保健師があなたの療養をサポートします。自宅療養される方は、以下の点に気をつけてお過ごしください。



I 自宅療養期間

症状ありの場合と無症状の場合は取り扱いが異なります。

症状あり

(1) 発症から6日目までに症状が軽快した方 ※1

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除

(2) 発症から7日目以降に症状が軽快した方 ※2

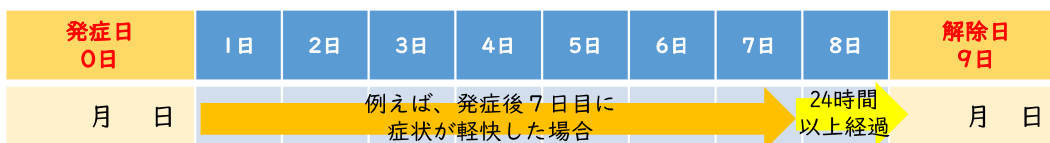
症状軽快後24時間経過した翌日から解除

(症状軽快・・・解熱剤を飲まずに37.5℃未満に解熱しており、呼吸器症状が軽快傾向)

(※1) 発症6日目までに症状が軽快した場合



(※2) 発症6日を越えて症状が続く場合



※ 10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※ 発症から6日を越えても症状が続く場合は、重症化リスクに応じて自宅療養フォローアップセンター（4ページ）または区保健センターまで（5ページ）ご連絡ください。

現に入院中の方および高齢者施設に入所中の方

発症日から10日間経過し、かつ病状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除

4. 自宅療養することになったら

無症状

(1) 検体採取日から7日目が経過した方 ※3

検体採取日から7日間経過した場合には8日目に療養解除

(2) 抗原定性検査キットで陰性を確認した方 ※4

検体採取日5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除
(抗原定性検査キットは、ご自身で用意したものをお使いください(自費検査)。

また、薬事承認されたものを必ずお使いください。)

(※3) 検体採取日から7日間が経過した場合

検体採取日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	解除日 8日
月 日	療養期間7日間							月 日

(※4) 検体採取日から5日目に抗原定性検査キットで陰性が確認された場合

検体採取日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	解除日 6日
月 日					検査 陰性	月 日
療養期間5日間						

※ 7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※ 療養期間の途中で症状が出た場合は、重症化リスクに応じて自宅療養フォローアップセンター(4ページ)または区保健センターまで(5ページ)ご連絡ください。

(参考) 濃厚接触者の健康観察期間


濃厚接触者の健康観察期間は、新型コロナウイルス感染症患者と最後に接触があった最終日の翌日から5日間となります。

健康観察期間中は不要不急の外出は自粛し、健康観察をお願いします。

詳しくは[20ページ](#)「濃厚接触者について」をご覧ください

2 健康観察 ～毎日のチェック～

2回（朝・夕）のチェック

- 体温測定 
- 体調変化の確認（熱、咳、のどの痛み等）
- パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度（SpO₂）の測定

症状に応じて
パルスオキシメーターを
貸し出します。



測定結果の記録

方法① 健康観察入力フォームへの入力

質問票入力フォーム、陽性者登録フォームに入力いただいた方には、保健所より登録いただいたメールアドレスへ健康観察入力フォームをお送りします。健康観察入力フォームに入力いただくことで、保健所があなたの健康状態を把握します。

65歳未満で無症状・軽症かつ低リスクの方には保健所・保健センターから病状確認の電話連絡をしません。

体調悪化時には、重症化リスクに応じて自宅療養フォローアップセンター（[4ページ](#)）または区保健センターまで（[5ページ](#)）連絡してください。



方法② 健康観察票に記入する場合

健康観察票に健康状態を記入してください。

保健センターからの電話の際に、測定結果をお伝えください。

健康観察票（様式）：[28ページ](#)

3 就業制限について



新型コロナウイルス感染症と診断された場合、症状の有無に関わらず、感染症法に基づき、一定期間の就業が制限されます。

就業制限期間： 医師からの届出を保健所が受付した日から、
担当の保健センターが療養解除をした日まで
（※）開始日は症状が出た日（発症日）ではありません

4 パルスオキシメーターの使い方

- ・パルスオキシメーターとは、皮膚をとおして血中の**酸素飽和度（SpO₂）**と**脈拍数**を測定するための装置です。
- ・PCR検査等の結果が「陽性」となった場合、症状に応じて、神戸市からパルスオキシメーターを貸し出します（要返却）。



使い方

機種により画面表示・操作方法が多少異なります。
詳しくは貸出時に添付しているリーフレットをご覧ください。

- ① 電源ボタンを押してください



- ② 下の図のように、クリップを開いて、人差し指を赤く発光する部分に爪が当たるように置いて**20～30秒**お待ちください。



- ③ 数値が落ち着いてきたところで、数値を読みます。



〈使用上の注意〉

- ✓ 測定は**座って**行い、測定前に数回**深呼吸**をして下さい。
- ✓ 測定中は指を動かさないでください。
- ✓ あらかじめ**爪**は切っておいてください。
- ✓ **マニキュア**や**ジェルネイル**をしていると正確に測れません。
マニキュアをしている場合は、**除光液**で除去してください。
ジェルネイルをしている場合は、測定結果の連絡時に保健センターにお伝えください。
- ✓ 指先が冷えている場合は、手を**温めて**から測定してください。

5 自宅療養中の過ごし方

注意事項

- ✓ 療養期間中は**外出**をしないでください。 (※)
- ✓ 同居者がいる場合は、生活空間を分けて、**マスク**を着用してください。
- ✓ こまめな**手洗い**をし、部屋の**換気**を十分にしてください。
- ✓ 鼻をかんだティッシュ等は**密閉**して捨ててください。
- ✓ ごみは厳重に密閉して**一般ごみ**として捨ててください。
- ✓ **ごみ出し**の際は、マスク・手袋を着用し、廃棄後は手洗いをしてください。
- ✓ **飲酒・喫煙**は厳禁です（健康状態の正確な把握が困難となるおそれがあるため）。

※療養期間中の外出について

感染予防行動を徹底することにより、食料品等の買い出し等必要最小限の外出を行うことができるようになりました。（令和4年9月7日厚労省事務連絡より）

○対象者

- ・症状軽快から24時間経過した方
- ・当初から無症状の方

○外出時の感染予防行動

- ・外出時や人と接する際は短時間
- ・移動時は公共交通機関を使わない
- ・外出時や人と接する際に必ずマスクを着用

4. 自宅療養することになったら

同居者がいる場合

過ごし方



療養期間中、
日々チェックをお願いします



- 患者とできるだけ**生活空間**を分けていますか？
- 同居者全員が**マスク**をつけていますか？
- こまめに**手洗い**をしていますか？
- ドアノブなど患者が手を触れる部分は、アルコール等で**消毒**していますか？
- トイレ・風呂など患者と共用する場合は、**清掃**と**換気**を十分にしていますか？
- タオル、寝具、食器は、**患者専用**のものを用意していますか？

入浴



- 入浴の順番は、患者を**最後**にしていますか？

洗濯



- 衣類・シーツの洗濯は患者のものと**分けて**洗っていますか？
- 患者の体液で汚れた衣類等を扱うときは、**手袋**・**マスク**をつけていますか？
- 洗濯後はしっかりと**乾燥**させていますか？

※ 洗濯機は共用、洗剤は通常のもので構いません

外との接触

- 不要不急の**訪問者**は受け入れないよう気を付けていますか？
- 配達員**と極力接触しないよう気を付けていますか？



4. 自宅療養することになったら

手洗いのポイント

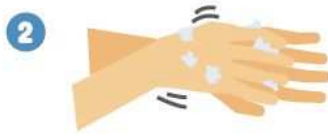
正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

厚生労働省「手洗い」案内より転載

マスク着用のポイント

マスクを付ける時・外す時は…

■ マスクをつける前、外した後は手洗いを!



■ マスクを付けるとき、外すときは、紐を持ちましょう!



マスクがずれた時は…

■ マスクがずれたときに、触ったら手洗い・消毒をする。



マスクの外側にはウイルスがついているかも…



■ マスクの端を持って調整しましょう。

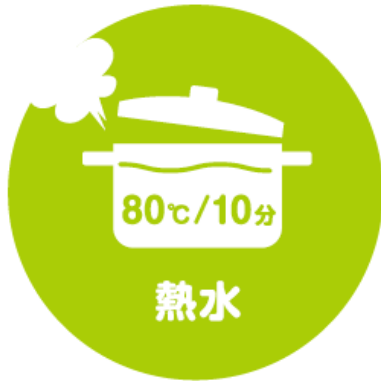


4. 自宅療養することになったら

消毒のポイント



食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも熱水や塩素系漂白剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。

厚生労働省
「新型コロナウイルス対策」案内より転載
次亜塩素酸ナトリウム液の作り方はこちら

ごみ捨てるのポイント

～ごみの捨て方手順～

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。

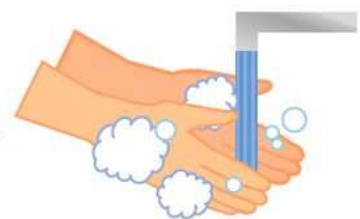


②マスク等のごみに直接接触することがないようにしっかりとしばります。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



ごみ捨てるのポイントは3つです。

- ① ごみに直接触れない
- ② ごみ袋はしっかりしばって封をする
- ③ ごみを捨てた後は手を洗う



環境省「ご家庭でのマスク等の捨て方」案内より転載

6 災害時の対応

大雨・台風時の避難は？

- 自宅が安全な場所にある場合は、**在宅避難**（自宅にとどまる）をお願いします。
- あらかじめ自宅が危険な場所に位置するか「[くらしの防災ガイド](#)」または「[神戸市情報マップ](#)」でご確認のうえ、**自宅外に避難**する必要があるかご検討下さい。

「[くらしの防災ガイド](#)」



「[神戸市情報マップ](#)」



- 避難の必要があるかどうか分からないときは、神戸市危機管理室（電話番号：078-322-6236）にご相談下さい

自宅に避難情報が発令された場合は？

- 自宅に神戸市より**警戒レベル3「高齢者等避難」**または**警戒レベル4「避難指示」**の避難情報が発令され、**自宅外に避難**を希望される方は、お住まいの区の保健センターにご連絡ください。

➤ 保健センターが宿泊療養施設等への避難をご案内します。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b>
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>
2	 気象状況 悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

※警戒レベル5「緊急安全確保」は既に安全な避難ができない状況です。命を守る最善の行動をとってください。

保健センターに連絡  
してください

保健センター電話番号  
→ [5ページ](#)

## 5. 濃厚接触者

濃厚接触者とは、患者の発症日2日前から陽性判断されるまでの間に「マスクなし」で「1m以内」の距離で「15分以上の会話があった」方です。

- ・ **1日2回、体温を測って**健康状態を確認してください。発熱や咳等の症状が見られる場合は、主治医にご相談の上、医療機関を受診してください。
- ・ 不要不急の外出は控えてください。医療機関への通院や食料品等の買い出し等でやむを得ず外出する場合、公共交通機関の利用は避けてください。

同居家族の接触状況	濃厚接触者	対策
感染者と生活（飲食、入浴、就寝等）を共にする	該当	住居内で感染対策を行った日を0日として、5日間の自宅待機（6日目に待機解除）
感染対策をすでに徹底していた ・ 家庭内で患者と生活空間を分ける ・ トイレや風呂の消毒と換気 ・ 室内でのマスクの着用等	該当なし	自宅待機なし

### 自宅待機期間

最終接触日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	解除日 6日
月 日	療養期間5日間					月 日

待機期間は、感染者との最終接触日から原則5日間（6日目解除）です。**症状が出れば11ページの「症状あり」に従って自宅待機期間が定められますが、医療機関を受診するか、保健所に連絡してください。**

抗原定性検査キットで自分で検査を行う場合。（濃厚接触者には原則PCR検査は行いません。）

最終接触日 0日	1日	2日	3日
月 日		検査 陰性	検査 陰性

解除日3日目

感染者との最終接触日から2日目と3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認できた場合、3日目から待機解除となります。その場合でも、感染者との最終接触日から7日目までは、検温などご自身による健康状態の確認を行ってください。あわせて感染リスクの高い場所の利用や会食等避け、マスクを着用する等の感染対策を継続してください。

検査で陽性となった場合は、医療機関を受診するか、保健所に連絡してください。

#### 【注意事項】

- ①抗原定性検査キットは、自費検査となります。国において薬事承認されているものを必ず用いてください。
- ②2回の陰性確認が出来た場合、出勤の可否については、勤務先へご相談下さい。
- ③自宅待機解除の判断を個別に保健所へ確認する必要はありません。
- ④検査キットを用いて検査し、陽性となった場合は主治医に相談するか、神戸市ホームページの「検査キットや無料検査センター等で陽性判定となった方」で検索してください。ご不明の場合は、オンライン確認センター（078-322-2117（9:30～17:00））へご相談ください。

### PCR検査について



現在、濃厚接触者のPCR検査は原則実施しておりません。症状がある方は、濃厚接触であることを告げた上でかかりつけ医等を受診してください。無症状の方は、5日間の自宅待機をお願いします。

## 6. 療養を終了された方へ

急速な感染拡大に伴い、重症化リスクが高い方を重点的に支援するため、保健所・保健センターから軽症・低リスクの方への療養終了日の電話連絡はいたしません。

体調悪化時には、重症化リスクに応じて自宅療養フォローアップセンター（[4ページ](#)）または区保健センターまで（[5ページ](#)）に連絡してください。

療養お疲れさまでした。  
療養終了後は、通勤・通学など普段どおりの生活をお過ごしください。  
なお、療養後終了後も4週間（経過観察期間）は、毎日体温を測るなど健康観察を続けてください。  
再度症状が出た場合は、かかりつけ医もしくはお住まいの区の保健センターにご連絡下さい。



### パルスオキシメーターの返却



療養終了4日目以降、貸出元の保健センターご返却ください。  
次に使う方のためにご協力をお願いします。

### 後遺症相談ダイヤル

～後遺症の不安・悩みをサポート～

新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があります。  
後遺症の不安・悩み等は、専門の後遺症相談ダイヤルにご相談ください。



#### ● 受付時間

10時～17時 月～金・日曜日（土・祝日除く）

#### ● 電話番号

078-322-6037

#### ● 受付内容

看護師による後遺症に関する相談

医療機関等の案内

## 7. よくある質問

Q1. (PCR検査等、検査前の初めての相談)  
発熱・せき等の症状があり、医療機関に受診したい場合は、  
どうしたらよいですか？

### 【重症化リスクの低い6歳～59歳の方】

基礎疾患のない6歳～59歳で症状のある方は、抗原検査キットの申込みを行っていただき、基本的に医療機関での受診は控えてください。

※抗原検査キットの申し込みは、神戸市ホームページ「オンライン確認センター（抗原検査キットの申込み）」をご参照ください。

オンライン確認センター

電話：078-322-2117（9時30分～17時）

オンライン確認センターは[こちら](#)



### 【上記以外の方】

（かかりつけ医がいる場合）

まずは、かかりつけ医に電話してください。

（かかりつけ医がない場合）

新型コロナウイルス専用健康相談窓口にご相談下さい。

電話：078-322-6250（24時間）

FAX送付票は[こちら](#)

FAX：078-391-5532



Q2. PCR検査等を受けた後はどのように過ごせばよいですか？

検査結果が出るまでは外出を控え、ご自宅でお過ごしください。

毎日体温測定を行い、記録をつけるようにお願いします。

体調が悪化した際は、検査を行った医療機関にご相談ください。

同居のご家族等がいらっしゃる場合は、可能な限り部屋を分け、お互いにマスクを着用して過ごすようにお願いします。

[8ページ](#)の「療養に備えて」をご覧ください。

### Q3. PCR検査等が「陰性」の場合、出勤や登校はしてもよいですか？

#### 【ご自身の体調不良により受診した場合】

体調が回復すれば出勤や登校をしていただいても結構です。

#### 【濃厚接触者として検査を受けた場合】

陽性患者の濃厚接触者として検査を受けた場合は、PCR検査等が陰性であっても健康観察期間（保健センターがお伝えした期間または[20ページ](#)の「自宅待機期間」）は、出勤や登校をお控えください。

### Q4. 食料や日用品の調達が難しい場合はどうしたらよいですか？

食料や日用品は原則として、ご自身で調達、確保をお願いしていますが、自宅療養期間中にご自身での食料調達が困難な方を対象に「自宅療養支援セット」を無償でお渡ししています。

#### ○対象者

自宅療養をしている単身者や同居家族全員が陽性の方等のうち、身近に食料を届けてもらえる方がいない場合やインターネットで購入ができない場合など、どうしても支援セットが必要な方

**※PCR検査の結果待ちの方、濃厚接触者の方は対象外です。**

#### ○自宅療養支援セットの内容 ※アレルギー対応はできません

- ・ 食品（レトルト食品、飲料など）
- ・ 日用品（マスク、手指消毒薬、ごみ袋、ティッシュペーパーなど）

#### ○お届け方法

受け渡し方法は、直接対面せず自宅前に届ける「置き配」方式です。事業者が配達直前に電話連絡しますので、必ず電話に出てください。

#### ○申し込み方法

重症化リスクに応じて自宅療養フォローアップセンター（[4ページ](#)）または区保健センターまで（[5ページ](#)）連絡し、申し込みください。

**※療養期間中の外出については、[15ページ](#)をご覧ください。**

Q 5. 新型コロナウイルスの検査費用や外来・入院費用はどうなりますか？

### ○ 新型コロナウイルスの検査費用

- ・ 医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあると総合的に判断した場合、コロナの検査費用のみ公費負担となります。

### ○ 外来費用

- ・ 新型コロナウイルス感染症診断前や治癒後の外来診療費用は、自己負担となります。

### ○ 入院費用

- ・ 新型コロナウイルス感染症で入院した場合の費用負担は次のとおりです。  
公費負担…入院に伴う治療費・食事代（※）公費負担には申請手続きが必要です。  
自己負担…パジャマ、リネン、タオルなどの日用品費
- ・ 患者及び生計を同一にする世帯員全ての市民税の所得割額を合算した額が564,000円を超える方は月額2万円を上限に自己負担となります。
- ・ 感染の可能性がなくなった日以降の入院費用は公費負担の対象外となります。

### ○ 公費負担の手続き

次の書類を保健センターにご提出ください。

なお、申請書類は入院時に保健センターよりお渡しします。

- ・ 公費負担申請書
- ・ 申請附属書類
- ・ 所得調査等同意書



### Q 6. 宿泊療養施設について教えてください。

#### ○ 宿泊療養施設での滞在期間は？

宿泊療養施設での療養期間は、発症から7日経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過するまで（病状がない場合は、検体採取日から7日経過後まで）の間、お部屋で過ごしていただきます。※外出はできません。

#### ○ 費用は？

宿泊費用と食費（お弁当とお茶、ペットボトルのお水）は、神戸市が公費にて負担します。食事は1日3回お弁当をご用意しています。

#### ○ 備品・アメニティは？

（室内）

冷蔵庫、テレビ、電気ポット、ドライヤー、ハンガー、室内清掃用品、ティッシュペーパー、シャンプー、リンス、ボディソープ、ハンドソープ  
または石鹸、洗濯用洗剤

（共用スペース）

インスタントコーヒー、紅茶、紙コップなど

※ 夜着（パジャマ）の提供はできませんので各自で用意ください。

※ 室内の電話は内線専用となっており、外線の利用はできません。

#### ○ 宿泊療養施設での注意事項は？

- ・ 食物アレルギーがある方は、必ず事前にお申し出ください。
- ・ 飲酒・喫煙・刃物（カミソリ、ハサミ等）などの持ち込みは厳禁です。
- ・ ご家族等からの衣類などの差し入れもお受けできます。  
食料品等の持ち込みは、常温保存できるものや居室の冷蔵庫内で保存できる程度の量にしてください。
- ・ ネットショッピングを行う場合、注文の際は必ず部屋番号の記載をお願いします。  
金銭の授受を伴う商品の受け取りはできません。
- ・ 食事のデリバリーはご利用いただけません。  
また、職員による商品の返品対応やその他のトラブルの対応はできません。
- ・ 居室の配管が詰まる可能性があるため、カップ麺の持ち込みはできません。
- ・ 療養に必要でないと判断されるものは持ち込むことはできません。
- ・ 安全確認のため、入所時に手荷物の確認をさせて頂くことがあります。
- ・ 退所時は、ご自身でご帰宅をお願いします。

### Q 7. 宿泊療養施設での健康管理は？

宿泊療養施設には看護師が常駐しています。

体調が悪化した場合には、医師の判断のもと、医療機関への受診調整を行います。

(滞在中の健康管理)

- ・ 1日2回（朝・夕）、体温と酸素飽和度の測定・記録をお願いします。  
体温計やパルスオキシメーター（酸素飽和度を測定する装置）は、施設で貸し出します。
- ※ ネイルは落としておいてください。（[14ページ](#)参照）
- ・ 毎日10時と20時頃に、看護師が内線電話で体調確認を行います。

### Q 8. 加入している医療保険等の入院給付金の請求のために、宿泊療養または自宅療養の証明書を求められた場合はどうしたらよいですか？

【重症化リスクが高い方】

- ①重症化リスクが高い方については発生届が作成されるので、希望者には「確認通知書」を発行します。療養終了後、オンラインまたは郵送で申し込んでください。

「確認通知書」については[こちら](#)



【無症状者・低リスクの方】

- ②無症状者・低リスクの方のうち、「陽性者登録フォーム」に登録された方について、保健所が登録を受け付けた旨の自動返信メールをお送りします。

※なお、保険の請求に関しては、自治体が発行する療養証明書をではなく、医療機関受診時に受け取る明細書等で対応できる場合があります。詳しくは保険会社にお問合せください。

<代替書類として利用できる可能性がある書類の例>

- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）

## 7. よくある質問

Q9. 退院・退所・療養終了となれば、通勤や通学など普段の生活を送ることができますか？

退院・退所・療養終了となれば、通勤や通学など普段どおりの生活をお送りください。ただし、[11ページ](#)、[12ページ](#)の期間中は、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。なお、退院後、退所後、療養終了後も4週間は、毎日熱を測るなど、健康観察を続けてください。もし再度、症状が出た場合は、お住まいの区の保健センターまでご連絡ください。

Q10. 新型コロナウイルスに感染したことのある人は、ワクチンを接種することはできますか？

新型コロナウイルスに感染した方も、初回接種、追加接種にかかわらず、ワクチンを接種することができます。

接種間隔については、ワクチン接種コールセンターまでご相談ください。

神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター

受付時間：8時30分～20時00分（平日）／8時30分～17時30分（土日祝）

電話番号：078-277-3320





発行：神戸市保健所

令和4年 9月 26日 第13版